



「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について(その2)」に関する申し入れ提出②

【人事制度の見直し】15項目

1. 定年年齢の引き上げに伴い、満 60 歳以上の組合員の雇用を必ず確保し、満 65 歳まで働ける環境を整えること。
2. 満 60 歳以上の組合員の勤務箇所は、原則 60 歳出向とすることなく、JR 本体での勤務についても可能とすること。
3. これまでのエルダー社員制度での課題克服をめざして、出向する場合においては、組合員本人とのコミュニケーションを重視して、組合員の培ってきた知識・経験や本人希望を丁寧に把握し尊重すること。
4. 定年年齢の見直しに伴う出向に際して、組合員の不安を解消するために、事前に出向先会社・勤務箇所・労働条件等の一覧を明示すること。
5. 満 60 歳以上に就労する出向先会社の労働条件を向上させること。また、出向先会社の労働条件向上に向けて JR 本体として取り組むこと。
6. 勤務制度等の見直しに伴い、時間外労働の縮減に向けて取り組むとともに、休日労働および時間外労働を前提としないこと。また、各箇所における作業ダイヤ等の作成は、地方における労使議論を踏まえたうえで実施すること。
7. 勤務制度の見直しに伴い、系統により年間総労働時間数の短縮時間数の偏りと乗務員の 1 日あたりの労働時間数が 10 分増加することを是正するため、乗務員の 1 日あたりの労働時間数を 7 時間 10 分とすること。
8. これまでと同様に、日勤勤務を指定する組合員等については、年間の公休日及び特別休日の指定予定日を前年度 2 月 25 日までに明示すること。
9. 満 60 歳以降の働き方の選択ができる制度とするため、ニューライフプラン休職を継続し、対象年齢を満 60 歳以降にすること。
10. 変形日勤で業務している中で急遽乗務するとなった場合の肉体的・精神的な負担を解消し、鉄道輸送の安定性を確保するために、出勤予備を継続すること。
11. テクニカルリーダー職については、技術専任職の役割を踏襲すること。また、人事評定など管理者が行うべき管理業務を管理者に代わって行わないこと。
12. 鉄道事業における経験等を重要視するために、主務職試験（飛び級試験）の受験資格をこれまで通りとすること。
13. 出向期間については、原則として 3 年以内とし、延長する場合は本人希望を尊重すること。また、満 60 歳以上の組合員の出向期間については、原則として 5 年以内とすること。
14. 出向については、組合員の本人希望を遵守し、組合員が希望しない出向は行わないこと。
15. 転籍については、組合員が希望した場合に限り実施すること。